

群馬大学コアファシリティ総合センターライフサイエンス分野  
機器修理に係る申合せ

令和 7.10.1 制 定

群馬大学コアファシリティ総合センターライフサイエンス分野（以下「分野」という。）に設置された機器の修理については、この申合せの定めるところによる。

- 1 修理見積額が 60 万円以下の場合、原則として、修理費は分野が負担する。
- 2 修理見積額が 60 万円を超える場合は次の各号のとおりとする。
  - (1) 分野と利用した講座、研究室等（以下「講座等」という。）とで分担する。
  - (2) 学長裁量経費等から一部が措置される場合には、その残額について、分野と利用した講座等とで分担する。
  - (3) 利用した講座等の負担額は、60 万円を超える額または修理見積額の半額のうち、それぞれの利用割合に応じた額とする。
  - (4) 利用割合の算出方法は、機器の利用状況や故障内容に応じて決定する。
  - (5) 予算状況に応じて、60 万円を超えて修理見積額の半額まで分野が負担する場合がある。
- 3 この申合せの改廃は、コアファシリティ総合センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

1. この申合せは、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
2. 群馬大学大学院医学系研究科附属教育研究支援センター共同利用機器部門機器修理に係る申合せ（令和元年 9 月 13 日制定）は廃止する。